

長岡市広告設置掲載要綱に係る運用基準

制定 平成22年 3月30日

この基準は、長岡市広告設置掲載要綱（以下「要綱」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものである。

1 広告設置掲載の範囲について

要綱第2条第8号に規定するものは、次のとおりとする。

- (1) 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの。
- (2) 応募者以外の者の広告となるもの。
- (3) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明なもの。
- (4) 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの。
- (5) 「不動産の表示に関する公正競争規約」（平成15年公正取引委員会告示第2号）の表示に関する規定に反しているもの。
- (6) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの。
- (7) 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの。
- (8) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの。
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの。
- (10) 私的な秘密事項の調査を業とするもの。
- (11) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの。
- (12) たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの。
- (13) 飲酒を奨励する内容のもの。
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団に関するもの。
- (15) 寄付金の募集に関するもの。
- (16) いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現しているもの。
- (17) 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの。
- (18) 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの。
- (19) 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの。
- (20) 公的機関・行政機関から指名停止などの行政指導、処分を受け、その後も改善がなされていない者のもの。
- (21) あたかも長岡市が推奨しているかのような表現を含むもの。

- (22) 長岡市の推進している施策に反するもの。
- (23) 長岡市の市税等を滞納している者に係るもの。
- (24) 内容・デザイン及び色調等が、設置掲載する広告媒体の雰囲気になじまないもの。
- (25) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に関するもの。
- (26) 公共の安全又は福祉を脅かす恐れのある団体又はその団体に属する者に関するもの。
- (27) その他、当該応募者に係る情報を考慮し、設置掲載が適当でないと要綱第7条に規定する長岡市広告審査委員会が判断するもの。

附 則

この基準は、平成22年3月31日から施行する。